

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団役員等の報酬等支給
規程

〔平成25年1月22日
規程第1号〕

改正 平成27年3月27日規程第3号 平成29年3月23日規程第7号
平成30年3月16日規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団（以下「財団」という。）定款第19条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者で定款第28条に定める常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員に支給する報酬は、月額500,000円以内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、財団の使用人が常勤役員を兼ねる場合は、当該報酬は支給しない。

- 2 新たに常勤役員となった者には、常勤役員となった日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。

- 4 常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であって月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務しなかった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 6 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、理事長が定める。

（非常勤役員及び評議員の報酬）

第4条 非常勤役員及び評議員（いざれも春日井市の職員である者を除く。）がその職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬は、その職務に従事した日ごとに支給する。ただし、理事長にあっては、前条第6項の規定を適用する。

（賞与）

第5条 役員及び評議員には、賞与を支給しない。

（退職手当）

第6条 常勤役員（春日井市の職員であった者を除く。）が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、財団の使用人が常勤役員を兼ねる場合は、当該退職手当は支給しない。

- 2 前項に規定する退職手当の額は、その者の報酬の月額にその者の勤続期間1年につき100分の100を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤役員が任期満了、傷病（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1の障害等級のうち1級から7級までに該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。）又は死亡によらず、自己の都合により退職した場合における退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる基準に該当するときは、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、正規職員の例による。

(旅費)

第7条 常勤役員が職務のため旅行するときは、理事会が定める基準により旅費を支給する。

(費用弁償)

第8条 非常勤役員及び評議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として、前条に規定する理事会が定める基準により算出される旅費相当額を支給する。

(報酬等の支払方法)

第9条 役員及び評議員の報酬等並びに旅費は、その金額を通貨をもって本人に支給する。ただし、法令に基づき当該金額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が報酬等並びに旅費の全部を本人名義の金融機関口座へ振込を申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(公表)

第10条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第7号）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職 名	報 酬
非常勤役員	理事長 月額 61,700円
	理事長以外 日額 7,300円
評議員	日額 7,300円